



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社早稲田アカデミー
代 表 者 名 代表取締役社長 瀧本 司
(コード番号4718 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 河野 陽子
T E L 0 3 - 3 5 9 0 - 4 0 1 1

「従業員持株E S O P信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、E S O P信託における株式関連業務（従業員持株会の株式売買等）のアレンジにつきましては、当社の主幹事証券会社である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が行います。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、本プランを導入するものであります。

2. E S O P信託について

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものといえます。

当社が「早稲田アカデミー従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。当該信託の概要につきましては、平成 22 年 10 月 29 日に開示いたしました『「従業員持株E S O P信託」の導入に関するお知らせ』をご覧ください。

3. 信託契約の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| ⑤ 受益者 | 持株会加入者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 平成22年12月1日 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成22年12月1日～平成28年1月20日 |
| ⑨ 議決権行使 | 受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 取得株式の総額 | 220百万円 |
| ⑫ 株式の取得期間 | 平成22年12月7日～平成23年12月6日（予定）
（平成22年12月24日～12月30日、平成23年3月25日～3月31日、6月24日～6月30日、9月26日～9月30日を除く） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、残余財産を委託者に返還することによって、信託期間が満了する前に信託が終了します。

以 上